

※基本料金

介護福祉施設サービス費				
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
559	627	697	765	832
夜間職員配置加算 13				
看護体制加算(Ⅰ)口 4				
栄養マネジメント加算 14				

	基準額	負担限度額認定証		
	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
個室	1171	820	420	320
多床室	855	370		0
食費	1392	650	390	300

※その他の介護給付サービス加算

1割負担	加算	加算条件
36単位/日	日常生活継続支援加算 (サービス体制強化加算と同時に算定不可)	直近6ヶ月の新規入所の介護度4及び5の方の割合が70%以上・認知症自立度Ⅲ以上の方が65%以上・直近3ヶ月で胃瘻や経管栄養、吸引の必要な方が15%以上のいずれかが該当した場合
18単位/日	サービス体制強化加算 (日常生活継続支援加算と同時に算定不可)	(Ⅰ)イ:介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が60%以上
12単位/日		(Ⅰ)ロ:介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上
6単位/日		(Ⅱ):看護・介護職員の総数の内、常勤職員の占める割合が75%以上
6単位/日		(Ⅲ):直接施設サービスを提供している職員の総数の内、勤続年数3年以上の占める割合が30%以上
—	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険対象のサービス(居住費及び食費以外)の利用実績に11%を乗じた料金を上乗せします。
30単位/日	初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算
246単位/日	入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊の場合6日間を限度として加算(ただし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)
400単位/回	再入所時栄養連携加算	入院時、施設と大きく異なる栄養管理が必要な場合、医療機関の栄養士と連携して栄養ケア計画を作成し、再入所した場合に算定できる。
8単位/日	看護体制加算(Ⅱ)口	看護体制加算(Ⅰ)を算定しており、基準より1人以上多い人員配置及び24時間体制で連絡体制が確保させている。
28単位/日	経口移行加算	経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合(180日を限度とする。)
6単位/1食	療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。(3回までを限度とする。)
400単位/月	経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害がある方の食事摂取のため、医師又は歯科医師の指示のもと計画を作成し実施した場合
100単位/月	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)の算定に加え、さらに医師、歯科医師等の意見求めて計画を作成し実施した場合
30単位/月	口腔衛生管理体制加算	歯科医師の助言及び指導を月に1回以上行い、口腔ケア・マネジメントの計画を作成した場合
110単位/月	口腔衛生管理加算	口腔機能維持管理体制加算を算定しており、歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上行った場合
3単位/日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	入所者の1/2以上が一定以上の認知症である。認知症介護実践リーダー研修修了者が配置されている。
120単位/日	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めてサービス提供した場合
死亡日以前4~30日 144単位/日 死亡日前日・前々日 680単位/日 死亡日当日 1280単位/日	看取り加算	医師の知見に基づいた利用者に対して同意を得たうえで計画を作成し、医師・看護・介護等が共同してサービス提供した場合

※介護保険の給付の対象にならないサービス料金

食費代金	1日 1392円(上記の料金表をご確認ください。) ※特別な食事の提供として、利用者の希望に応じた食事を外部より注文する又は、特別に調理した場合は、実費及び別途料金を頂きます。
住居費代金	個室 1日 1171円(上記の料金表をご確認ください。) 多床室 1日 855円(上記の料金表をご確認ください。) ※入院・外泊等で居室を開けておく場合は、第1~3段階の方は、6日まで負担限度額認定の適用を受けられますが、7日目から第4段階料金を頂きます。 (ただし第4段階の個室の方は6日間に限り1,171円の居住費の徴収となります。) 居室確保代金 1日 855円

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当りの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

令和1年10月1日より